

おびひろ男女共同参画プランの概要

帯広市の男女共同参画の取り組み(総括)

平成13年に策定した「帯広市男女共同参画プラン～女性と男性ともに創る豊かな未来～」では、男女共同参画社会の実現をめざし5つの基本目標のもとに各種施策を推進し、目標に係る98事業すべてに着手しており、計画に掲げた事業は概ね順調に実施することができました。

政策・方針決定過程への女性の参画については、市役所における女性管理職の割合は増えてきていますが、各種審議会などへの女性の登用は引き続き女性の参画を進める必要があるとともに、働く場における男女平等意識の定着などについても関係機関と連携して取り組む必要があります。

また、平成20年に実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果から、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることや、男女の地位の平等感でも女性の地位が十分でないことがうかがえます。

このため、男女共同参画社会の形成に向けて、引き続き男女平等の意識づくりなどの取り組みをすすめていく必要があります。

おびひろ男女共同参画プラン 策定

期間
平成22年度～平成31年度

※第六期帯広市総合計画 分野計画

このプランがめざす男女共同参画社会は、次のような社会です...

男女の人権を尊重する社会

性別による差別や、性別によって決め付けが行われない、一人ひとりの人権が尊重され、男女がともに生きることのできる社会

政策・方針決定過程などへ共同で参画できる社会

男女ともに意思決定に関り、持てる能力と個性を發揮して、ともに喜びと責任を分かち合うことのできる社会

仕事と家庭・地域生活が両立できる社会

職場や家庭などで協力し合い、その一員として役割を果たしながら、自己実現の場を見出すことのできる環境が整備され、経済的・精神的に自立し、地域に支えられ、自分らしく暮らすことのできる社会

おびひろ男女共同参画プランの目標

目標1 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革

男女がお互いを尊重し、対等なパートナーとして認識することが大切であり、家庭、地域、職場などの場において男女共同参画の視点に立った学習機会や教育の充実に努め、性別に基づく固定的役割分担意識の解消をはかる必要があります。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、被害者の多くが女性であり、女性の人権を侵害し、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

目標2 さまざまな分野への男女共同参画の促進

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員としてそれぞれの個性と能力を發揮し、自らの意思によって社会のさまざまな分野に参画し責任を負うことが必要です。

政治や行政、企業などにおいて、政策・方針決定過程の場に参画し、女性の視点や意見を反映することはさまざまな領域で多様性を確保し、男女共同参画社会を実現するために必要です。

目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

男女が職場において対等なパートナーとして働くことは、男女共同参画社会を形成する上で重要な課題です。

そのため、男女が個人の能力を十分に發揮し、働くことのできる環境づくりを推進するとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、労働時間の短縮をはじめとした働き方の見直しや柔軟な就労形態等ワーク・ライフ・バランスへの取り組みをすすめ、子育てや介護への社会的な支援を充実させる必要があります。

目標4 多様な生き方を実現する環境づくり

男女ともに健康な生活を送ることは重要なことですが、女性は妊娠や出産など男性とは違う健康の問題があるため、男女が正しい知識を得て身体の特性を理解し、思いやりを持つことが大切です。高齢化が進行する中、介護を必要とする高齢者も増加傾向にありますが、介護は女性が担っていることが多いため、福祉の充実とともに男女共同参画をすすめていくことが重要です。

また、充実した人生を送るために生涯を通して学習することも必要です。

こうしたことから、次の基本方向及び施策の方向を踏まえ、帯広市の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行います

基本方向(1) 男女平等の視点に立った教育の推進

- 施策の方向
- ①家庭における男女平等教育の推進
 - ②学校における男女平等教育の推進
 - ③地域における男女平等教育の推進

基本方向(2) 男女共同参画の啓発

- 施策の方向
- ①広報・啓発活動の充実
 - ②調査研究の充実
 - ③メディアにおける男女共同参画の推進

基本方向(3) 女性の人権を尊重する認識の浸透

- 施策の方向
- ①性の尊重についての認識の浸透
 - ②母性の重要性の認識の浸透

基本方向(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 施策の方向
- ①女性への暴力根絶についての認識の浸透
 - ②セクシュアル・ハラスメントの防止
 - ③被害者への相談・支援体制の充実

基本方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 施策の方向
- ①審議会等への女性の参画の促進
 - ②方針決定過程における女性の参画の促進
 - ③農業経営活動への女性の参画支援

基本方向(2) 地域社会への男女共同参画の促進

- 施策の方向
- ①社会活動の促進
 - ②ボランティア活動の促進
 - ③地域リーダーの養成
 - ④国際交流・国際協力の促進
 - ⑤防災分野における男女共同参画の推進
 - ⑥まちづくりにおける男女共同参画の促進

基本方向(1) 男女がともに働くための環境整備

- 施策の方向
- ①ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透
 - ②育児支援体制の充実
 - ③家庭生活への男女共同参画の促進

基本方向(2) 就労における男女平等の促進

- 施策の方向
- ①男女の均等な雇用と待遇の確保
 - ②職場における男女平等の促進

基本方向(3) 就業機会の促進

- 施策の方向
- ①就業支援体制の充実
 - ②雇用機会の情報収集・提供
 - ③女性の再チャレンジ支援

基本方向(1) 母子保健の充実

- 施策の方向
- ①保健相談や指導体制の充実
 - ②保健・健康診査の充実

基本方向(2) 健康づくりの推進

- 施策の方向
- ①健康づくりの推進

基本方向(3) 安心できる介護環境の整備

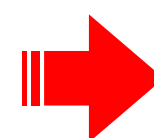
- 施策の方向
- ①介護の支援体制の充実
 - ②高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援

基本方向(4) 生涯学習の推進

- 施策の方向
- ①学習機会や学習情報の提供

プランの推進

このプランに盛り込まれた施策を総合的に、かつ計画的に推進していくためには、市民の理解により事業を展開することが必要のため、行政と市民、団体、企業等が連携してすすめます。



- (1) 市民等による推進体制の整備
- (2) 庁内推進体制の充実
- (3) 国・北海道などとの連携

